

山形大学人文社会科学部
新入生並びに保護者 各位

山形大学諸会費納入事務局

各 団 体 の 趣 旨 説 明 書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあった場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を保証する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被った場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、同封の保険のご案内は必ずお手元にご用意願います。

なお、生活面をサポートする保険は、それぞれ希望者が加入する任意加入となっております。（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学研災付帯学生生活総合保険」等）ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

＜問い合わせ先＞山形大学エンロール・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

英語力強化経費（TOEIC I Pテスト受験料相当額及びe-learning 教材相当額）

本学基盤共通教育においては、個々の学生の英語力や学習到達度を把握し、英語力強化を図るため、TOEICを活用しています。TOEICは、就職活動の際に英語能力の判断基準として用いられるなど、広く社会で活用されている英語能力診断テストであり、本学ではその中でもTOEIC I Pテスト(団体特別受験制度)を利用しています。

本学で実施するTOEIC I Pテストは、英語の授業（必修）の一環として1年次学生全員に受験していただくもので、その受験料相当額を個人負担としております。

また、日々の英語学習のサポートとTOEIC I Pテスト対策のため、自学自習システムとしてリアリーイングリッシュ社のe-learning 英語教材を導入しており、そのライセンス料相当額を個人負担としております。

つきましては、英語力強化経費として、上述の個人負担分5,990円を納入いただきますようお願いいたします。

＜問い合わせ先＞山形大学小白川キャンパス事務部運営支援課 (基盤教育担当) TEL：023（628）4832

山形大学小白川サークル会

本学では、小白川キャンパスに学ぶ全学生が会員となり「山形大学小白川サークル会」を組織しております。

本会は、サークル活動を通じて自主的な学問研究及び文化・スポーツ活動の向上発展を期するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とするものであり、原則として全員加入としております。

つきましては、本会活動の趣旨をご理解いただき、加入いただきますようご案内申し上げます。

＜問い合わせ先＞山形大学エンロール・マネジメント部 学生支援課学生支援担当 TEL：023（628）4122

山形大学人文社会科学部後援会

人文社会科学部後援会は、別添会則のとおり人文社会科学部の発展と充実を後援する目的で組織された父母等保証人の団体です。

その事業は、会員の皆様と綿密な連絡のもとに立案され、授業等正課活動への支援、行事

及び課外活動への支援，その他教育，厚生各般についての意見や希望を拝聴しながら，大学当局との連絡・調整の上に運営されているところであり，原則として全員加入をお願いしています。

つきましては，ご子弟の入学にあたり，父母等保証人の皆様を会員としてお迎えしたく，何卒その趣旨にご賛同の上，入会していただきますようよろしくお願い申し上げます。

現在，行っている主な支援事業は次のとおりです。

- ① 学生指導関係（実践科目授業実施経費，海外実習時の旅費補助）
- ② 課外活動関係（模擬裁判・スポーツ大会等，学生が主催する活動への経費支援）
- ③ 就職対策関係（実践型就職対策講座の開催，進路指導に係るFD研修実施，就職関係書籍の購入）
- ④ 教育振興関係（オープンキャンパス経費補助，合同合宿ゼミ・学会・研修会参加学生への交通費補助，学術講演会開催時の経費補助）
- ⑤ 学部拡充関係（教室備品等の整備，ウィズコロナ環境整備）
- ⑥ 国際交流関係（国際交流協定締結大学との交流経費補助）
- ⑦ 卒業式関係（卒業祝賀会経費補助，卒業生への記念品購入）

<問い合わせ先>山形大学小白川キャンパス事務部
総務課（人文社会科学部）
TEL：023（628）4203

山形大学校友会

山形大学校友会は、山形大学の在学生、卒業生、役員、教職員及び本会の趣旨に賛同いただいた方を会員として、平成18年12月に設立されました。会員数は約3万人で（令和4年3月現在）、会長は玉手英利学長です。

本会は、山形大学の発展に寄与するため、学生の学業及び課外活動等への助成並びに全学的なキャンパス間の交流活動を支援するとともに、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的とする全学組織です。

現在行っている主な支援事業は以下のとおりです。

- ① 山形大学グローバル化支援（「外国人との対話の先に見える世界」発見プログラム，大学間交流協定大学への短期派遣留学生，博士課程学生研究発表）
- ② 学生の修学支援（英語合宿，校友会大学院学生表彰（校友会長賞），学生推薦図書の購入，山形美術館を活用した修学支援，データサイエンススタディセッション）
- ③ 課外活動支援（大学祭，雪合戦大会，ビーチサッカー大会，公認サークル）
- ④ 学生の就職活動支援（公務員志望学生に特化した早期自己開発キャリア支援，障がい学生への早期キャリア支援，合同企業説明会参加学生への就活応援セット提供，

学生によるキャリア Café の運営，「留学生 OB から見た日本の企業文化及び会社へのアプローチ方法」本を出版)

- ⑤ 大学・社会貢献活動支援 (科学で子供たちに笑顔を届け隊，山形大学 SDGs 始動事業，同窓生と在学生をつなぐ「山形大学史」資料アーカイブ構築、山大生による山形大学の魅力発信プロジェクト)
- ⑥ 会員相互の親交を図る事業 (校友会会員となった新入生への入会記念品の贈呈，校友会「学生幹事」による校友会 PR と自主的な活動，卒業生と大学・学生との連携，若手卒業生の組織化、卒業・修了留学生への記念品の贈呈、交流プラットフォーム事業、各キャンパス等のイベントを利用した校友会及び同窓会の PR、各学部同窓会と校友会の情報共有事業)

山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



＜問い合わせ先＞山形大学エンロールメント・マネジメント部
校友会事務局
TEL：023（628）4867



ふすま同窓会

ふすま同窓会は、旧制山形高等学校（1920 年創立）を母体として発足し，山形大学文学部・人文学部を経て現在の人文社会科学部並びに理学部に引き継がれてきました。2020 年には、100 年を迎えた皆さんの同窓会です。卒業生，在学生及び現旧教職員約 26,000 名をもって組織しています。「ふすま」は、山形県の名峰、鳥海山に咲く高山植物チョウカイフスマに由来します。

同窓会の目的及び事業については、別添会則のとおりであり，会員相互の連携及び親睦を図るとともに，母校の発展に寄与するため学生支援等の諸事業を，会員の皆様との連携のもとに実施しています。

新入生の皆様には，その趣旨にご賛同の上，学生会員として入会いただきますようご案内申し上げますとともに，入学手続きの際に終身会費を納入いただきますようお願いいたします。

また, ふすま同窓会では, 会員名簿を作成しておりますので, 別紙の住所届にご記入の上, 入学式後の学部別オリエンテーション時に提出願います。

＜問い合わせ先＞ふすま同窓会事務局

TEL : 0 2 3 (6 3 3) 9 9 2 7

ふすま同窓会住所届

(月 日提出)

学生氏名		* 令和5年度入学 学生番号_____
保護者氏名		学科名_____
保護者住所	〒 TEL ()	

*の箇所については、担当係で記入します。

山形大学人文社会科学部後援会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、山形大学人文社会科学部後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、山形大学人文社会科学部（以下「人文社会科学部」という。）内に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、人文社会科学部の発展、充実に寄与し、子弟の教養に関し、学部に協力することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的に従い、次の事業を行う。

- 1 学生の指導及び補導、厚生に協力すること。
- 2 人文社会科学部の設備の充実に協力すること。
- 3 教員の研究及び授業に関し協力すること。
- 4 学部と家庭との連絡に関すること。
- 5 学部の運営上必要な事項に協力すること。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 人文社会科学部学生の保護者
- 2 賛助会員 本会の事業を賛助するもの。

(役員及び運営)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|---|---|---|----|---|---|
| 会 | 長 | 1 | 名 | | |
| 顧 | 問 | 若 | 干名 | | |
| 副 | 会 | 長 | 2 | 名 | |
| 常 | 任 | 理 | 事 | 1 | 名 |
| 理 | 事 | 若 | 干名 | | |
| 監 | 事 | 1 | 名 | | |
| 幹 | 事 | 若 | 干名 | | |

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第8条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- | | | | | |
|---|---|----------------------------------|----------------|------------------|
| 会 | 長 | 理事会において理事の中から推挙する。 | | |
| 顧 | 問 | 人文社会科学部長その他適当者を推挙する。 | | |
| 副 | 会 | 長 | 正会員中から会長が委嘱する。 | |
| 常 | 任 | 理 | 事 | 正会員理事中から会長が委嘱する。 |
| 理 | 事 | 正会員、賛助会員並びに人文社会科学部教職員中から会長が委嘱する。 | | |
| 監 | 事 | 理事会において正会員中から推挙する。 | | |
| 幹 | 事 | 学部職員中から会長が委嘱する。 | | |

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- | | | | | |
|---|---|------------------|------------------------------|-------------|
| 会 | 長 | 本会を代表し、会務を総理する。 | | |
| 顧 | 問 | 会務諸般について相談にあずかる。 | | |
| 副 | 会 | 長 | 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。 | |
| 常 | 任 | 理 | 事 | 本会の会務を掌理する。 |
| 理 | 事 | 本会の重要な事項を審議する。 | | |
| 監 | 事 | 本会の会計を監査する。 | | |
| 幹 | 事 | 本会の事務を処理する。 | | |

(会議)

第10条 本会に審議決定機関として理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

3 理事会は、原則として年2回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第11条 理事会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- 1 会務の報告
- 2 事業計画に関すること。
- 3 予算及び決算に関すること。
- 4 会則の改正に関すること。
- 5 役員の推挙に関すること。
- 6 その他理事会において必要と認めた事項

第12条 理事会は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

第13条 理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって成立する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会 計)

第14条 本会の経費は、会費及び寄附金をもってあて、正会員は、一定の会費を拠出するものとする。

2 会費の拠出は、学部学生の保護者については20,000円、編入学学生の保護者については10,000円、転学部学生の保護者については、2年次へ転学部15,000円、3年次へ転学部10,000円とし、入学の際全納するものとする。

第15条 前条で拠出された本会の会費について、学生が年次途中で退学した際には、正会員に一定額を返還するものとする。

2 会費の返還額は、学部学生の保護者については1年次退学15,000円、2年次退学10,000円、3年次退学5,000円、編入学学生の保護者については3年次退学5,000円、転学部学生の保護者については2年次退学10,000円、3年次退学5,000円とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第17条 本会に次の簿冊を備える。

- 1 会員名簿
- 2 会費徴収簿
- 3 役員名簿
- 4 議事録
- 5 会計簿
- 6 備品台帳

附 則

この会則は、昭和44年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和45年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和46年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和47年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和48年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和50年4月15日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和51年2月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和61年5月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正会則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度（編入学の場合は平成30年度）以前に山形大学人文学部に入学した学生に係る事項は、この会則を適用する。

附 則（令和2年11月24日）

1 この改正会則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に山形大学大学院社会文化システム研究科に入学した学生に係る事項は、この会則を適用する。

ふすま同窓会会則

第1条 本会は、ふすま同窓会と称する。

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 山形高等学校、山形大学文理学部・人文学部・人文社会科学部・理学部の卒業生、山形大学大学院社会文化システム研究科・理学研究科・理工学研究科（理学部関係に限る。）の修了生及び前記学部等に在学した者で常任理事会で認めた者
- (2) 特別会員 山形高等学校、山形大学文理学部教養部の旧職員、人文学部・人文社会科学部・理学部の現職員及び旧職員
- (3) 学生会員 山形大学人文学部・人文社会科学部・理学部及び山形大学大学院社会文化システム研究科・理工学研究科（理学部関係に限る。）の在学学生（既に正会員である者を除く）

- 2 学生会員は、卒業又は修了したときに正会員となる。

第3条 本会は、会員相互の連携及び親睦を図り、もって母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携及び親睦に関する事業
- (2) 会報の発行に関する事業
- (3) 会員名簿の発行に関する事業
- (4) 母校の発展に寄与する事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任理事 35名以内
- (4) 理 事 各学年 2名以内
- (5) 監 事 2名

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

- 3 常任理事及び理事は、会務を処理する。

- 4 監事は、会計を監査する。

第7条 会長及び副会長は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 常任理事、理事及び監事は、正会員の推薦により総会の議を経て会長が委嘱する。ただし、常任理事には、人文社会科学部長及び理学部長が推薦する者（各1名）を含める。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第8条 本会に、顧問を置くことができる。顧問は総会において推挙する。

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

- 2 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則の改正
- (4) その他重要事項

- 3 総会の議決は、出席した正会員の過半数による。なお、学生会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

- 4 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事をもって組織し、常任理事会は会長、副会長及び常任理事をもって組織する。

- 5 理事会は必要に応じ開催し、本会の会務に関する事項を決定する。ただし、理事会は、常任理事会をもって代えることができる。

- 6 理事会及び常任理事会は、構成員の2分1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。

- 7 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者2名以上が署名捺印の上これを保存する。

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長を置く。

- 2 事務局に事務局次長及び職員を置くことができる。

- 3 事務局長、事務局次長及び職員は、会長が任命する。

- 4 事務局長は、事務局の運営を統括し、事務局次長はこれを補佐する。

- 5 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておくものとする。

- ①会則 ②会員名簿 ③役員名簿 ④議事録
- ⑤収入・支出証拠書類 ⑥財産台帳
- ⑦会費徴収台帳 ⑧寄付台帳
- ⑨その他必要な帳簿類

第11条 事務局に、本会の会務を円滑に遂行するため、必要に応じて部又は委員会を置くことができる。

- 2 部又は委員会の長は、会長が委嘱する。

第12条 事務局の運営にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

第13条 本会の運営は、会費、寄付金及びその他の収入をもって行う。

第14条 会員は、年度会費又は終身会費を納付するものとし、終身会費を納付した者は、以後、年度会費の納付を要さない。

2 学生会員は、入学の際に終身会費を納付するものとする。

3 既納の会費は返還しない。ただし、学生会員が納付した終身会費については、大学を退学した場合でかつ学生会員から返還請求があった場合に返還する。

第15条 本会の財産は会長が管理し、管理方法は常任理事会の議に基づき、会長が別に定める。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の本部は、ふすま同窓会館（山形市東原町一丁目9番4号）に置く。

第18条 本会会員の多数居住する地域又は職域に支部を置くことができる。

附 則（平成24年5月19日改正）

1 正会員の年度会費は、2,000円とする。

2 終身会費は、20,000円とする。

3 平成23年度及び平成24年度の入学生の納付した入会金は、終身会費とみなす。

4 平成23年度前の入学生が納付した入会金及び年度会費の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

本会則は、平成24年12月25日に改正し同日より施行する。

附 則

本会則は、平成25年5月18日に改正し同日より施行する。

附 則

本会則は、平成29年5月13日に改正し同日より施行する

附 則

本会則は、令和2年4月25日に改正し同日より施行する